

スクーリング職免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員が自己の能力を開発するとともに、行政施策の推進及び公務能率の増進を図るため、大学通信教育の面接授業を受ける場合の職免(以下「スクーリング職免」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 文部省の認可を受けて大学通信教育を行う学校の面接授業(年を通じて行われるもの及び夜間に行われるものを除く。)を受講する職員とする。

(承認期間等)

第3条 スクーリング職免は、公務に支障をきたさない範囲内において、面接授業に必要と認める期間について、半日又は1日を単位として必要な時間を付与する。

(サービスの取扱い)

第4条 承認期間中は、職務の専念義務を免除する。

(承認手続き)

第5条 スクーリング職免の承認を得ようとする職員は、その都度、職免願(届)を提出し、所属長の承認を受けるものとする。ただし、初めてスクーリング職免の承認を受ける場合には、職免願(届)に学校等からの面接授業出席依頼文等の関係書類を添付するものとする。

(出席書等の提出)

第6条 スクーリング職免の承認を受けた職員は、面接授業終了後出席証明書等の出席を証明する書類を所属長に提出するものとする。

2 所属長は、スクーリング職免に係わる職免願(届)に面接授業出席依頼文及び出席証明書等を添付して、その月分を翌月7日までに消防局長に提出す

るものとする。

(例月給与の取扱い)

第7条 スクーリング職免に係る給与は、有給とする。

(出勤簿の整理)

第8条 出勤簿管理者は、職員がスクーリング職免を承認されたときは、出勤簿に半免又は免を表示する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、スクーリング職免に関し必要な事項は、消防局長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。